

特定個人情報保護評価に係る部会の設置について（事務局案）

1 部会の設置について

(1) 主旨

所掌事務の専門性及び事務の迅速化を勘案し、部会を設置するもの。

(2) 部会の名称（案）

柏市情報公開・個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

2 部会の構成

(1) 人数

5名 ※審議会条例第6条第1項の規定の最少人数

(2) 部会長及び職務代理

審議会条例第6条第2項の規定により部会長をおく。また、同条3項の規定により部会長に事故があるときに職務を代理する者を部会長が指名することとなっている。

(3) その他

「特定個人情報保護に関する指針」では、個人情報保護及び情報システムの専門家を想定。（追加資料1 P131 参照）

3 部会の権限

事務の迅速化を図るため、審議会条例第6条第5項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とする。